



市民会議（ 設置根拠: 東御市総合計画策定市民会議設置要綱(H24.9.7東御市告示第51号) ）

職員による内部チームが構想・計画原案を作成していた今までの手法に加え、「個別計画」の策定手法と同様に、職員（関係課長等）、市民団体、関係団体、知識経験者に加え、アンケート調査の際に専門委員会へ参加の意思を示した市民により分野別の「専門委員会」を構成し、各委員会概ね12名以内で組織。（この市民参加の手法は、従来の公募による市民参加と比較して代表性、中立性の高い意見や提言を得るに効果的であると判断したもの。）